

質問回答

2014年12月8日

「コンゴ民主共和国国立職業訓練機構能力強化プロジェクト」

(公示日:2014年11月26日/公示番号:140987)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	指示書 P.4 【第 2 業務の目的・内容に関する事項】2.(5)	日本専門家のキンシャサ ルブンバン間はナイロビ経由の移動が記載されているが、現地 CP の移動は国内空路あるいは陸路を想定することで良いか？	現地 C/P の移動は国内空路を想定しています。
2	指示書 P.7 【第 2】5.(6)(7)	セネガルCFPTからの第三人専門家招聘および同センターでの第三国研修に係る経費は、本業務実施契約外からの支出という理解でよいか？	セネガル CFPT からの第三国専門家招へいおよび CFPT での第三国研修に係る経費は本業務実施契約外からの支出を想定しています。一方、指示書 5.(6)(7)等のとおり、これら投入もプロジェクト投入と位置づけられるため、本業務実施契約業務において、これら投入の時期・期間・人数・所要経費(日当宿泊費基準等の必要な情報はプロジェクト開始後に JICA から提供予定)等の実施に必要な情報について、C/P と調整し JICA に提供して頂くこととなります。
3	指示書 P.7 【第 2】5. (7)	(1) セネガル日本職業訓練センター (CFPT) との連携に関して、第三国専門家や第三国研修が想定されているが、これに要する費用に関して、プロポーザルで提案する必要があるか、その場合には別見積りとすべきかについてご教示ください。 (2) セネガルの CFPT にコンゴ民主共和国に C/P を派遣した場合、CFPT に支払う謝金や研修料金などはあるかについて、ご教示ください。 (3) この点についての CFPT との協議状況(第三国専門家の派遣についての協議状況、第三国研修についての受け入れに関する協議状況、これらの時期についての協議状況など)についてもご教示ください。	(1)(2) 回答「2」のとおりです。 (3) CFPT と INPP の双方で合意している研修実施計画(実施時期、実施期間、実施場所、講師等)があります。プロジェクト開始時にその他資料とともに専門家チームに手交予定です。

4	指示書 P.7 【第 2】 5.(6)(7)	油圧 / 空圧、自動制御、特殊溶接について、日本人専門家を配置せず、セネガル CFPT の専門家のみとし、総括あるいは職業訓練計画・管理担当専門家が管理する方法でもよいか？	油圧 / 空圧、自動制御、特殊溶接については、セネガル CFPT のリソース (第三国研修、第三国専門家) を活用するものの、参考資料 R/D 添付 PO 案のうち Expert (日本人専門家) 欄に記載程度の日本人専門家の配置を想定しています。日本人専門家には、セネガルリソースによる活動内容や技術レベルの適正さの確認を含めた質の管理に加え、自身による技術移転も期待されます。特に、特殊溶接についてはセネガルリソースに制約があるため、日本人専門家による技術移転の割合が高く、PO 案のとおり 1 回あたり 1~2 か月の派遣を計 5 回程度想定しています。そのため、日本人専門家の配置を原則とします。しかしながら、他の方法で上記及び指示書に記載ある事項が実施できる場合には、その具体的な説明も含めプロポーザルにて提案願います。
5	指示書 P8 【第 2】 5.(10)	1) 基礎課程と技術課程のどちらの学科を対象としているか、ご指示願います。	技術課程を対象とすることを想定しています。
6	指示書 P.9. 【第 2】 5.(14)	11 州の地方校について、安全上の理由等により日本人専門家が視察に行けない地方校はあるか？	安全上の理由で日本人専門家が視察に行けない地方校 (支部、連絡事務所等を含む) は存在します。
7	指示書 P.11 【第 2】 5. (23) 1)	「コンサルタントは C/P と最終的な機材、数量、使用等について調整を行い、JICA に供与機材計画案を提出する」とある一方、「本経費については、別見積にて積算すること」とある。プロジェクト開始後に機材供与計画案を作成するのであればプロポーザル提出時点での見積作成することは不可能かと思われる。プロジェクト開始後に見積を JICA へ提出することで良いか？	本件については、契約変更により対応することとしますので、プロポーザル提出時点ではなくプロジェクト開始後に、計画案及び見積りを JICA へ提出いただくこととします。
8	指示書 P.11 【第 2】 5.(23)	供与機材費を積算するために、本プロジェクトで供与する一部追加機材について機材案 (仕様、必要数量、設計単価等) をご指示願います。	回答「7」のとおりです。
9	指示書 P.11 【第 2】 5 (23)	カタンガ無償の機材導入状況は現時点で、どのような機材が導入される予定で、供与が完了するのはいつの予定かにつき、ご教示ください。	2014 年 12 月現在、協力準備調査を実施中であり、機材の内容、供与完了時期等は未確定です。現在で判明している情報は指示書に記載されていますので、そちらを参照願います。

10	指示書 P.11【第2】 5(23)	必要に応じ、JICA 調達分とコンサルタント調達分を分けて提案とあるが、この切り分けの基準につき想定されているものがございましたらご教示ください。	回答「7」のとおりです。なお、切り分けの基準は「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン(2012年4月)」を想定しています。
11	指示書 P.23【第3 業務実施上の条件】 3.	1) 相手国の便宜供与として、事務所スペースの提供とあるが、これには家具、その他必要な設備は設置済み、第一フェーズのものを使えると考えてよいでしょうか。具体的に含まれるものを明示していただけますと幸いです。2) ルブンバシ校については、オフィスなどはごさいますでしょうか。	家具等は第一フェーズ時のものを活用できますが、PC 等は先方へ供与済です。キンシャサ、ルブンバシともに机、椅子、エアコンは C/P 側で用意することになっていますが、PC、印刷機、コピー機その他必要な機材はプロポーザルの中で積算してください。
12	指示書 P.24【第3】 6.	JICA が設定する安全管理基準(「コンゴ民主共和国：JICA 関係者のための安全対策マニュアル」等)の事前閲覧は可能か？また、業務を行う上で必要とされる、安全管理経費の計上は可能か。	安全対策マニュアルの事前閲覧は可能です。入手を希望される場合は、人間開発部社会保障チーム(03-5226-8352)まで連絡願います。また、必要に応じて安全管理経費を計上してください。
13	その他	専門家が利用する車両は提供されるのでしょうか。提供される場合、保険費用、燃料費算出のため、その車両の台数、仕様を明示いただけますでしょうか。	専門家が利用する車両は提供されませんので、新規に調達ないしはレンタカーを利用してください。
14		本件において、JICA からプロジェクトへの貸与・供与機材としては何を想定しているか(車輛、PC、コピー機等)。品名と数量、該当機材の納入時期につき、教えて頂きたい。	回答「11」「13」を参照願います。プロジェクトにおける必要性に鑑み、プロポーザルで提案してください。
15	C/P の日当宿泊、交通費について	1)C/P の出張や研修などにおいて支払う交通費や日当宿泊費は JICA 負担として積算してよろしいでしょうか。 2)C/P に支払う日当宿泊費、出張費などの基準がありましたら明示いただけるとありがたいです。	原則として日当・宿泊費は先方負担にしており、航空賃を JICA が負担しています。航空賃のみ積算してください。
16	見積金額の一般管理費等	コンゴ民主共和国は、その治安や環境に鑑みて、一般管理費等が 10%加算の対象となる案件がございますが、指示書にはその指示はございませんでした。本案件はその対象ではないことを確認させて下さい。	一般管理費等率の上限に 10%加算することも可能とします。

17	渡航	<p>1) コンゴ民主共和国は、安全面に配慮が必要と認識しておりますが、キンシャサに入る渡航経路については特定の航路がございますか。</p> <p>2) ルブンバシへは、ナイロビ経由ルブンバシ、とのご指定がございますが、航空会社によっては、国際線で直接ルブンバシに入る航路があるようです。キンシャサには入らず、他国から直接ルブンバシに着任することは、安全上問題ありませんでしょうか。</p>	<p>1)特定の航路はありません。通常通り、より効率的かつ経済的な経路、航空会社を選定願います。なお、関係者は通常パリ経由、ナイロビ経由を利用していますが、トーゴ、エチオピア、南アフリカ共和国等を経由する便も利用可能です。</p> <p>2)直接ルブンバシに入ることに、安全上の問題は特にありません。</p>
18	成果 3 について	<p>コアトレーナーの選定から始まる活動計画について、最初から本フェーズで実施すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>コアトレーナーの選定作業はすでにINPP側で開始しています。検討状況の確認および協議から開始してください。</p>
19	見積価格及び内訳書	<p>1)別見積りとする、各費目(ワークショップ経費、本邦研修費、供与機材費、現地再委託費)については費目ごとに分冊して見積書を作成する必要がありますでしょうか。</p> <p>2)上記の別見積り及び航空運賃及びエクセス料金にかかる別見積りについても、本見積りと同様に各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成する必要がありますでしょうか。</p>	<p>1)費目ごとに分冊化する必要はありません。</p> <p>2)本見積りと同様に各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成願います。</p>

以上